

全日本建設技術協会特別会員大阪府支会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、社団法人全日本建設技術協会に加入し、建設技術者の技術および地位の向上を図り、建設関係施策の確立、促進、社会資本の整備促進、建設事業の合理化とその進歩発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、社団法人全日本建設技術協会特別会員大阪府支会と称する。
略称は、全建大阪府支会とする。

(事務所)

第3条 本会は事務所を大阪府土曜会事務所内に置く。

(事業)

第4条 本会は目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 建設行政機構の合理化、建設技術者の地位の向上及び処遇の改善に関する運動
- (2) 研究会、講習会及び講演会の開催並びに印刷物の刊行
- (3) 会員相互の親睦及び厚生に関する事業
- (4) その他必要な事業

第2章 会員

(会員の資格)

第5条 本会の会員は大阪府内の地方公共団体及びこれに準ずる機関を退職した建設技術関係者で本会の目的に賛同する者とする。

2 会員は全日本建設技術協会特別会員に加入するものとする。

(入会)

第6条 入会は所定の申し込みを行い、役員会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は定められた会費を納入しなければならない。

2 会費は年額6000円とし本部特別会員会費に充てる。

(退会)

第8条 会員は、退会の申し出をしたときはその年度の末に退会することができる。

第3章 資産及び会計

(資産)

第9条 本会の資産は次の各号により構成される。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) その他の収入

2 本会の経費は資産をもって支弁する。

(会計)

第10条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員

(役員の種類)

第11条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 幹事 | 若干名 |
| (4) 会計監事 | 2名 |

(役員を選任)

第12条 会長及び副会長は総会において会員のうちから選任する。

2 幹事、会計監事は総会の同意をえて会長が会員のうちから選任する。

(役員職務)

第13条 会長は本会を代表して会務を統理する。

2 会長に事故ある時、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する会員が職務を代理する。

3 副会長は会長を補佐する。

4 幹事は会務を運営する。

5 会計監事は本会の会計を監査する。

(役員任期)

第14条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第15条 本会に顧問若干名をおくことができる。

2 顧問は役員会の同意を得て会長が委嘱する。

第5章 会議

(会議の種類)

第16条 本会の会議は総会、役員会、幹事会の3種類とする。

(総会)

第17条 通常総会は毎年3月に開催し、臨時総会は会員の5分に1以上の請求があったとき、または会長が必要と認めたときに開催する。

2 総会は会長が招集し議長は出席会員の互選による。

3 総会は本会の最高議決機関であり、次の事項を議決する。

(1) 規約の制定並びに改廃に関する事項

(2) 事業計画及び事業報告に関する事項

(3) 予算及び決算に関する事項

(4) その他重要事項

4 総会は会員をもって構成する。

5 総会は会員総数の2分の1(委任状を含む)の出席がなければ議事を開くことができない。

6 総会は出席会員の過半数をもってこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(役員会及び幹事会)

第18条 役員会は会長、副会長、幹事をもって構成し、会務運営上の基本事項を審議する。

2 幹事会は幹事全員により構成し、会務運営の実務事項を審議する。

3 会長、副会長、会計監事は幹事会に出席して意見を述べるができる。

第6章 事務局

第19条 本会の業務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は幹事全員をもって構成する。

3 事務局に事務局長をおくものとし、会長が幹事のうちから任命する。

4 事務局長は本部事務局に対する事務担当者となる。

5 事務局は次の会務を処理する。

(5) 総会、役員会、幹事会の運営に関する連絡調整及び庶務

(6) 事業計画に基づく活動の企画、実施に関すること

(7) 会費の徴収並びに支出事務

(8) その他本会の運営に関する事務処理

附則 本会は、平成13年2月28日から発足する。

附則 本則は、平成22年6月25日から施行する。

年会費については、平成22年4月1日から適用する。